

岐阜県公報

第 六 百 二 号
令和 七 年 六 月 二 十 七 日
(金曜日)

目 次

規 則

○岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) 二七五^{ページ}

告 示

○騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示の一部改正

○保安林に指定する予定である旨の通知

○道路の供用開始

選挙管理委員会告示

○個人演説会等を開催することができる施設の指定等

○施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定

公 示

○落札者等に関する公示

○土地改良区役員の退任及び就任

雑 報

○「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書(岐阜県)平成二十六年八月」に基づく事後調査報告書(二〇二四年度)の公告

(環境管理課) 二八一

(教育財務課) 二七九
(岐阜農林事務所) 二八〇

(選挙管理委員会) 二七八
(同) 二七八

(環境管理課) 二七六

(森林保全課) 二七七

(道路維持課) 二七七

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 七 年 六 月 二 十 七 日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第五十四号

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築基準法施行細則(昭和二十六年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二に次の二項を加える。

6 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成二十年国土交通省告示第二百八十二号。次項において「告示」という。)第二の規定により知事が付加する調査項目等は、次の表の(イ)欄に掲げる調査項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる調査方法により実施し、その結果が同表(ハ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定することとする。

(イ)調査項目		(ロ)調査方法	(ハ)判定基準
建築物の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉(以下「常閉防火扉」と	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖に支障があること。
内部の部	扉の取付けの	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固

別表垂井町の部第三種区域の項中、「表佐字扒之宮」を「並びに表佐字扒之宮」に改め、「字永長」の下に「字流」を、「字全録」の下に「及び字梅之本原」を加え、「字山之腰」を「及び字山之腰」に改め、「字天満田」の下に「及び字西谷前」を加え、「字東小柳」を「及び字東小柳」に、「字村前及び栗原字大正」を「及び字村前、栗原字大正並びに東神田二丁目及び三丁目」に改め、同部第四種区域の項中、「字大持野」を削り、「字松島」を「字松島及び」に改め、「宮代字中野、字御所野」の下に「字堤及び字一本杉」を、「字喰違及び」の下に「字大持野並びに」を加える。

岐阜県告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年六月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 保安林予定森林の所在場所
可児市西帷子字東野五〇三の三、五四五の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年六月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 保安林予定森林の所在場所
加茂郡東白川村越原字小三地一四六八の一、一四七三の一、一四七三の二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小三地一四六八の一・一四七三の一・一四七三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 岐阜県告示第三百二号
- 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

岐阜県知事 江崎 慎 英

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	大巣岐 野南線	揖斐郡大野町大字下礪字前波 四三八番二地先から 同 郡 同 町 大字 同 字 同 四二四番二地先まで	一・八・七・四	令和 七・六・二七	令和 三・三・二六

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定等について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

令和七年六月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 竹 内 治 彦

1 指定した施設

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地	収容人員
大 野 町	大野町大野ふれあいセンター	揖斐郡大野町大字黒野315番地1	200人

2 名称を変更した施設

市町村名	変 更 後 の 名 称	変 更 前 の 名 称
関 市	関市倉知ふれあいセンターホール	関市倉知ふれあいセンター大ホール
	関市下有知ふれあいセンター会議室	関市下有知ふれあいセンター大会議室
	関市安波ふれあいセンター大会議室	関市安波ふれあいセンター会議室
	関市西郡ふれあいセンター多目的室	関市西郡ふれあいセンター大会議室
	関市洞戸ふれあいセンター多目的室	関市洞戸ふれあいセンター大会議室
大 野 町	大野町川合ふれあいセンター	大野町川合地区農村集落多目的施設
	大野町西郡ふれあいセンター	大野町西郡地区農村集落多目的施設
	大野町豊木ふれあいセンター	大野町豊木地区農業構造改善センター
	大野町麓ふれあいセンター	大野町麓地区農村集落多目的施設
	大野町富秋ふれあいセンター	大野町富秋地区農業構造改善センター

3 指定を取り消した施設

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
関 市	関市富岡公民センター	関市肥田瀬1635番地1
	関市安波中央公民センター	関市常盤町22番地

岐阜県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したのび、その旨告示する。

令和七年六月二十七日

岐阜県教育委員会
秘書課 竹 内 治 雄

指定する施設の名称等

名	称	所	在	地
医療法人社団村井医院 グアリヲ	ケアハウス	各務原市緑苑東 4—1—1		
医療法人社団村井医院 介護付き有料老人ホームウイステリア	地域密着型介	各務原市緑苑中 3—4		
社会福祉法人愛知慈恵会 高齢者福祉施設瀬首さくら山荘	ひた白川郷	大野郡白川村長瀬 755—1		

公 二

○岐阜県に属する公区

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第
四（十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公区とする。

令和七年六月二十七日

岐阜県教育委員会 秘書課 竹 内 治 雄

- 1 調達役務の名称及び数量 教育用パソコン更新に係る機器等の構築業務及び機器賃
貸並びに維持運用保守管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 7 年 3 月 5 日
- 4 落札者を決定した日 令和 7 年 4 月 16 日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区栄二丁目 1 番 1 号
東京センチュリー株式会社名古屋営業部

名古屋営業部長 川田 武史

- 6 落札金額 697,450,160円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課情報基盤係
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

○岐阜県に属する公区

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第
四（十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公区とする。

令和七年六月二十七日

岐阜県教育委員会 秘書課 竹 内 治 雄

- 1 調達物品の名称及び数量 校務用パソコン 492台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 7 年 3 月 5 日
- 4 落札者を決定した日 令和 7 年 4 月 16 日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 23 番 20 号
株式会社大塚商会中部支社

支社長 上村 親志

6 落札金額 96,766,560円

- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課情報基盤係
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

○岐阜県に属する公区

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第
四（十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公区とする。

令和七年六月二十七日

岐阜県教育委員会 秘書課 竹 内 治 雄

1 調達物品の名称及び数量 指導者用タブレットパソコン 4,875台 学習者用タブレットサーバ 63台			。土地改良区役員の退任及び就任		
2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札			土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。		
3 入札公告を行った日 令和 7 年 3 月 5 日			令和 7 年 6 月 27 日		
4 落札者を決定した日 令和 7 年 4 月 16 日			岐阜県知事 江 崎 禎 英		
5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号 株式会社大塚商会中部支社 支社長 上村 親志			退任した役員		
6 落札金額 603,602,450円			土 地 改 良 区 名 退 任 日 役 名 氏 名 住 所		
7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地			土 地 改 良 区 名 退 任 日 役 名 氏 名 住 所		
(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課情報基盤係			岐阜市網 令和 年 月 日 役 名 氏 名 住 所		
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号			良 区 七・五 同 理 事 高 井 英 昭 岐阜市則松五丁目 二九四番地		
。落札者等に関する公示			岐阜市網 令和 年 月 日 役 名 氏 名 住 所		
岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。			良 区 七・五 同 理 事 高 井 幸 光 岐阜市則松 七三四番地二		
令和七年六月二十七日			岐阜市網 令和 年 月 日 役 名 氏 名 住 所		
岐阜県知事 江 崎 禎 英			良 区 七・五 同 理 事 高 井 幸 光 岐阜市則松 二九四番地		
1 調達物品の名称及び数量 高性能印刷機 8 台			岐阜市網 令和 年 月 日 役 名 氏 名 住 所		
2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札			良 区 七・五 同 理 事 高 井 幸 光 岐阜市則松 二九四番地		
3 入札公告を行った日 令和 7 年 3 月 7 日			岐阜市網 令和 年 月 日 役 名 氏 名 住 所		
4 落札者を決定した日 令和 7 年 4 月 16 日			良 区 七・五 同 理 事 高 井 幸 光 岐阜市則松 二九四番地		
5 落札者の住所及び氏名 岐阜市数田東二丁目 8 番 13 号 株式会社ジムアレーン 代表取締役社長 栗本 真治			岐阜市網 令和 年 月 日 役 名 氏 名 住 所		
6 落札金額 31,680,000円			良 区 七・五 同 理 事 高 井 幸 光 岐阜市則松 二九四番地		
7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地			岐阜市網 令和 年 月 日 役 名 氏 名 住 所		
(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課			良 区 七・五 同 理 事 高 井 幸 光 岐阜市則松 二九四番地		
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号			岐阜市網 令和 年 月 日 役 名 氏 名 住 所		

。 「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（岐阜県）平成二十六年八月」に基づく事後調査報告書（二〇二四年度）の公告 岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第三十八条第一項の規定により事後調査報告書を作成したので、同条例第三十八条の二第一項の規定により、次のとおり公告します。 令和七年六月二十七日 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 丹 羽 俊 介 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 1 事業者の名称 東海旅客鉄道株式会社 2 代表者の氏名 代表取締役社長 丹羽 俊介 3 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目一番四号 二 対象事業の名称及び種類 1 名称 中央新幹線 品川・名古屋間 2 種類 新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第一種事業） 三 事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間		姓 名 報 道 同 牧 野 精 也 岐阜市則松四丁目 一九六番地 同 高 井 文 彦 岐阜市西秋沢一丁目 一四六番地 同 神 山 博 行 岐阜市西秋沢二丁目 三三二番地 同 高 井 典 子 岐阜市則松三丁目 二〇〇番地 監 事 早 川 憲 司 岐阜市秋沢 一七七番地一 同 牧 野 慶 二 岐阜市則松三丁目 七六番地 同 牧 野 和 彦 岐阜市則松四丁目 六一番地		1 縦覧場所 岐阜県環境エネルギー生活部環境管理課、多治見市役所環境文化部環境課、中津川市役所リニア都市政策部リニア対策課、瑞浪市役所みずなみ未来部企画政策課、恵那市役所建設部リニア都市計画局都市整備課、土岐市役所総務部行政経営課、可児市役所建設部都市計画課、御嵩町役場企画部企画課、東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜）及び東海旅客鉄道株式会社岐阜西工事事務所 2 縦覧期間 令和七年六月二十八日（土）から令和七年七月二十八日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。） 3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで（縦覧場所によっては異なることがあります。） 四 インターネットによる公表 事後調査報告書は、当社ホームページ（https://jr-central.co.jp/）においてもご覧いただけます。 五 問合せ 1 問合せ先 東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜） 中津川市桃山町二番八二 TEL 〇五七三―六四―二〇三九 2 受付日時 午前九時から午後五時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
--	--	---	--	---

令和七年六月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社